

## 伊勢市ホームページ広告掲載要領

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊勢市が管理するホームページのトップページ（以下「市トップページ」という。）へのバナー広告（以下「バナー」という。）掲載を適正に行うため、伊勢市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び伊勢市広告掲載基準（平成 19 年 10 月 22 日施行）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、バナーとは、市トップページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の範囲)

第 3 条 市トップページに広告を掲載することができる者、バナーの内容及びリンク先ホームページ内容の範囲は、要綱第 3 条及び伊勢市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の掲載位置)

第 4 条 広告の掲載位置、掲載枠数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置 市トップページの所定の位置
- (2) 掲載枠数 12 枠

(広告の規格)

第 5 条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 140 ピクセル×縦 50 ピクセル
- (2) データ形式 GIF（アニメ GIF 可・透過 GIF 不可）又は JPEG
- (3) データ容量 20KB 以下
- (4) デザイン及び色彩文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文

字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

- (5) GIF アニメを使用する場合は、コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とし、切り替えの間隔は4秒とする。

(禁止表現)

第6条 伊勢市広告掲載基準第4条に該当するもののほか、次の表現は使用しないこと。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのように見えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力可能な領域があるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間の単位は1か月とし、複数月に渡る掲載も可能とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市のホームページ等で行う。

- 2 広告の募集期間等は別に市長が定める。

(掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第10条 市長は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載希望者が募集した枠数を超えたときは、掲載希望単位が多いものを優先する。ただし、同順位の場合は、次の優先順位により決定する。

- (1) 市内に事業所等を有するもの
- (2) 前号に掲げるもの以外の事業所等

3 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第 12 条 1 枠当たりの月額広告掲載料は、次の表のとおりとし、掲載期間にかかる料金は一括前納を原則とする。

掲載期間	月額広告掲載料 (消費税及び地方消費税を含む。)
3 カ月未満	15,000 円
3 カ月以上 6 カ月未満	12,000 円
6 カ月以上	10,000 円

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(広告の変更)

第 13 条 広告主は、申し込みした内容を変更する場合は、ホームページ広告掲載内容等変更申請書にて申し出なければならない。

2 市長は、掲載内容の変更の申出を受け付けたときは、変更の可否を決定し、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) リンク先ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (4) 広告主、バナーの内容またはリンク先ホームページの内容等が、市の規定に反する状態にあると判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第15条 市は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 市は、要綱第8条の規定による広告掲載の取り止めを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 市は、要綱第 10 条の規定により広告掲載に係る契約を解除した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。